

第6節 予防行政

～建物の安全性を確保～

1 建物の設計段階からの防火安全

(1) 消防同意

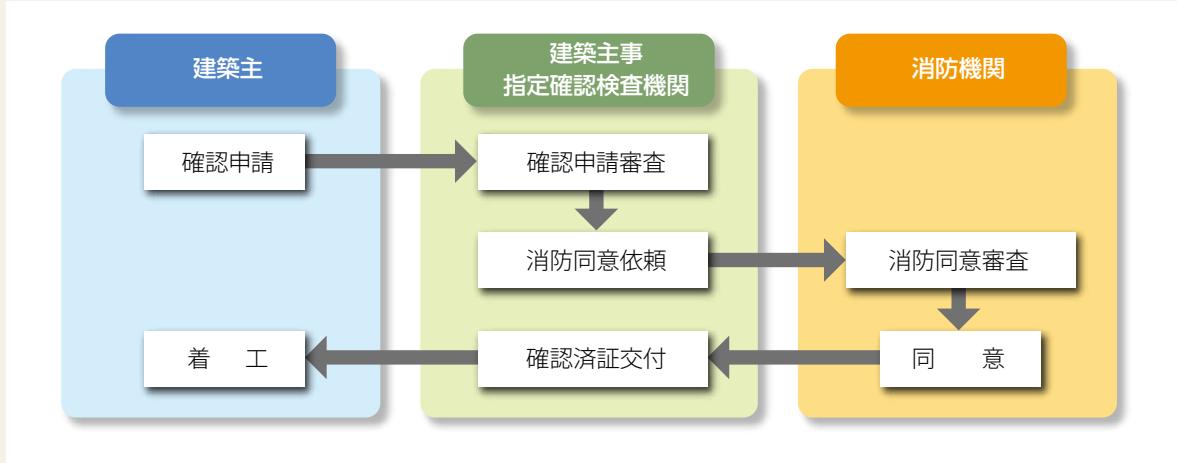
建物の火災を予防し、発生した火災から人命や財産を守るために、建物の設計段階から火災予防上必要な措置を講じることが重要です。

消防法及び建築基準法では、建築主または指定確認検査機関が建築確認を行う場合、防火地域、準防火地域以外の区域に建築する一部の住宅を除き、あらかじめ

消防長または消防署長の同意を得なければならないとされています。(図表2-6-1)

消防機関は、消防同意制度を通じて消防法、建築基準法をはじめとする各種関係法令の防火に関する規定について審査するとともに、防火の専門家として建物の特性に応じた防火安全対策を指導しています。

■ 図表2-6-1 消防同意制度のしくみ



(2) 建物の使用・変更等の届出

火災予防条例では、建物の使用・変更等に際し、届出を義務付けています。

ア　防火対象物工事等計画届出書

建物の建築、修繕、用途変更等に係る工事等を行おうとする者は、工事等に着手

する7日前までにその内容を消防署長に届け出なければなりません。

なお、建築確認を伴う場合や住宅または長屋として使用する建物は、届出の必要はありません。

消防法または火災予防条例では、消防用設備等または特殊消防用設備等の工事に際し、届出を義務付けています。

ア 工事整備対象設備等着工届出書 ・消防用設備等設置計画届出書

消防用設備等または特殊消防用設備等の工事を行う場合は、当該工事に着手する10日前までに、その旨を消防署長に届け出なければなりません。



イ 消防用設備等設置届出書

消防用設備等または特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合は、当該工事が完了した日から4日以内に、その旨を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。



コラム

なくそう! 工事現場からの火災

過去に工事現場において大規模な火災が発生し、多数の死傷者が発生した事例がありました。工事現場における火災を起こさないように次の対策を徹底し、火災予防の万全を図りましょう。



制度です。この制度は、建物を利用する方が建物の安全に関する情報を入手し、当該建物の利用について判断できるよう、情報提供することを目的に制定されました。

ウ 安全・安心情報の発信

優良防火対象物として認定されている建物、公表制度の対象となる消防関係法令違反のある建物及び消防法に基づき命令を受けている建物については、東京消防庁

ホームページへの掲載や東京消防庁本部または管轄消防署等での閲覧による情報提供を行っています。また、建物の安全安心情報として、地図情報サービスを東京消防庁ホームページや東京消防庁公式アプリ（226 ページ参照）で提供しており、それらの建物の位置等を地図上で表示し、確認することができます。



■ 図表2-6-4 優良防火対象物認定証



コラム

新宿消防署機動査察隊活動中! ～今日も繁華街地域の防火安全のために～

繁華街地域においては、特に夜間等に営業している事業所の実態把握や関係者への接触が困難で、さらに頻繁なテナントの入れ替わりや関係者の防火安全への意識が低いことなどから、防火管理関係等の繰り返し違反が発生してい



る状況がありました。そのため、繁華街地域において、夜間営業の事業所への継続的な指導や未把握事業所の実態把握、違反処理を効果的に推進するため、平成31年4月3日から新宿消防署機動査察隊が発隊しました。

主な業務は以下のとおりです。

- 1 夜間・休日に立入検査や違反是正指導を実施
- 2 地域特性に合わせた夜間早朝の届出対応
- 3 繁華街地域における災害時の消防活動を積極的に支援

(4) 点検報告制度

ア 消防用設備等点検報告制度

消防法では、火災が発生した場合に、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用の設備を正常に作動させることができるように、消防用の設備が設置されている建物の関係者が消防設備士などの資格者に点検させるか、または自ら点検し、その結果を定期的に消防署長に報告しなければならない旨を規定しています。

※ 小規模の建物などは、有資格者以外でも点検できる場合がありますが、当庁では、点検時の安全面などを考慮し、有資格者による点検を推奨しています。

イ 防火対象物点検報告制度

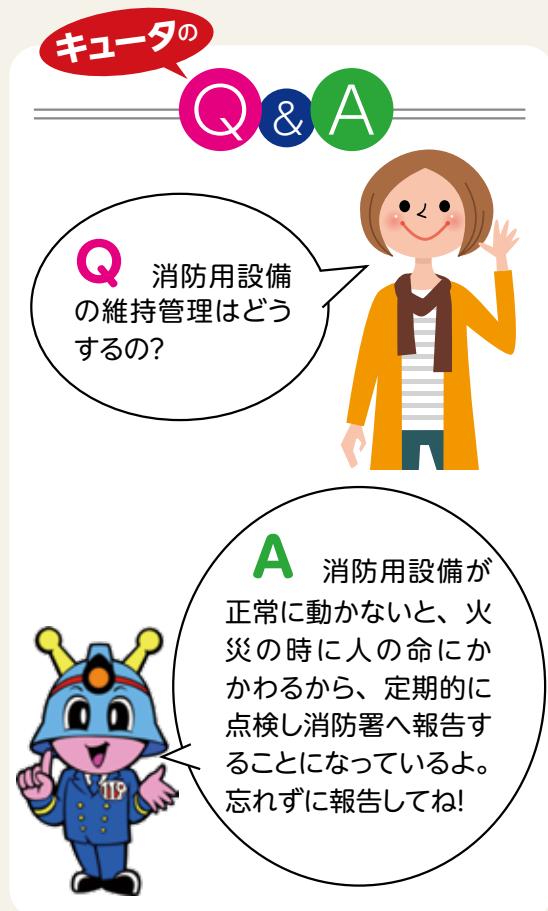
消防法では、大規模な建物や雑居ビルなどで屋内階段が1か所のみのものなど、火災が発生すると人命危険が高いとされる建物とその建物に入居しているテナントの管理者が、防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水または消火活動上必要な設備の設置及び維持等の消防法令の遵守状況について、1年に1回、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告しなければならない旨を規定しています。

建物の管理を開始してから3年以上継続して、火災予防に関する事項を遵守している管理者は、消防署長に申請し特例認定を受けた場合、3年間点検及び報告が免除されます。

ウ 防災管理点検報告制度

消防法では、地震やテロなどの災害による被害を軽減するため、大規模な建物とその建物に入居しているテナントの管理者が、防災管理業務その他地震及び特殊な災害による被害軽減のために必要な点検対象事項について、1年に1回防災管理点検資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告しなければならない旨を規定しています。

建物の管理を開始してから3年以上継続して、防災管理に関する事項を遵守している管理者は、消防署長に申請し特例認定を受けた場合、3年間点検及び報告が免除されます。



4 防火防災管理

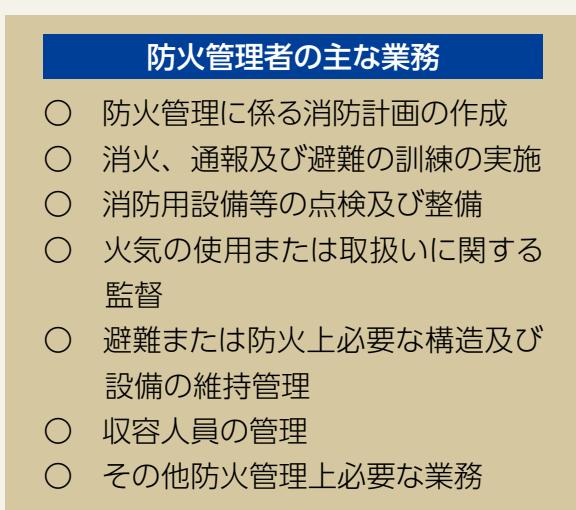
(1) 防火防災管理制度

ア 防火管理制度

学校、病院、百貨店などの多数の者が出入りする防火対象物で収容人員が一定規模以上のものの管理について権原を有する者（管理権原者）は、消防法に基づき防火管理講習修了者等の一定の資格を

有する者のなかから、防火管理者を選任し、防火管理に係る消防計画の作成やその計画に基づく訓練の実施など、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。（図表2-6-5）

■ 図表2-6-5 防火管理制度のしくみ

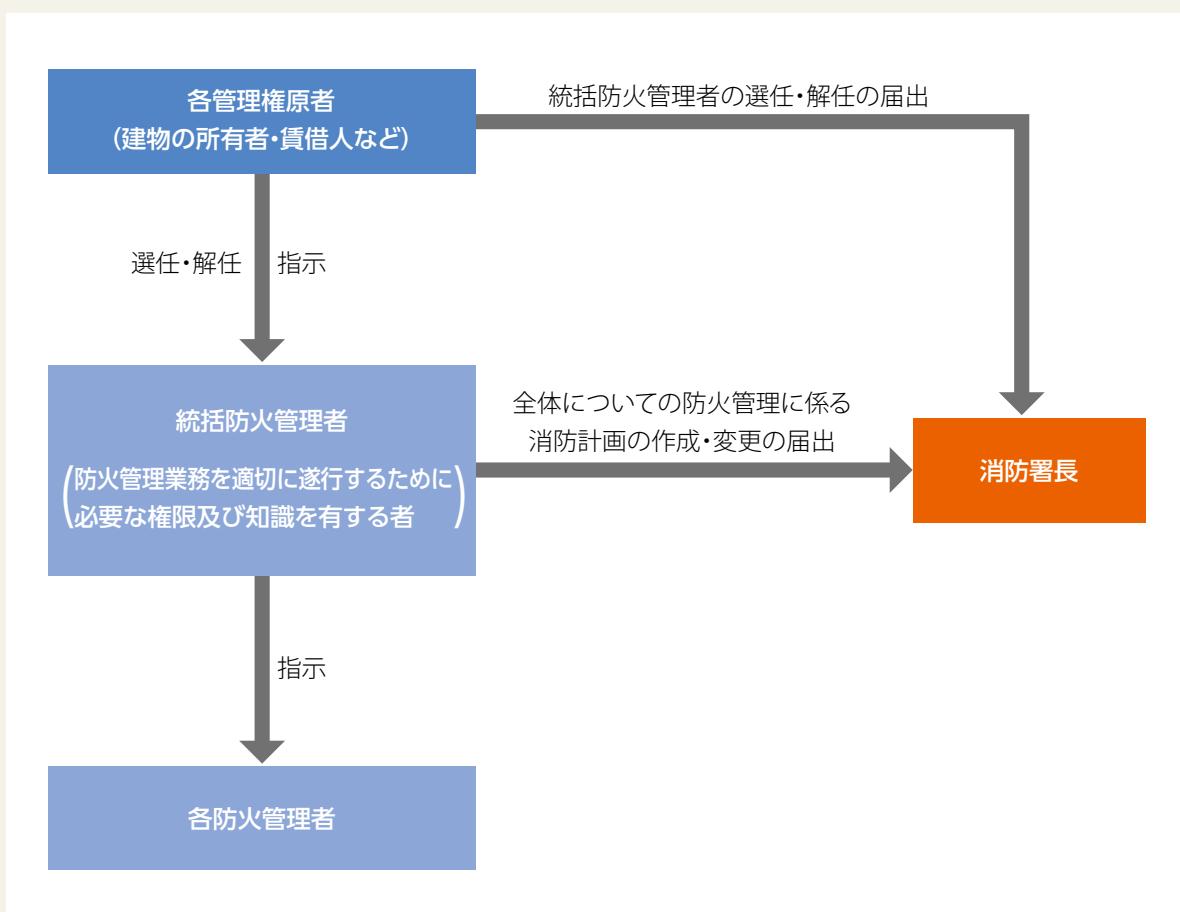


イ 統括防火管理制度

高層建物、一定規模以上の防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの、または地下街でその管理について権原が分かれているもののうち、消防長もしくは消防署長が指定するものの管理権原者は、消防法に基づき協議して統括防火

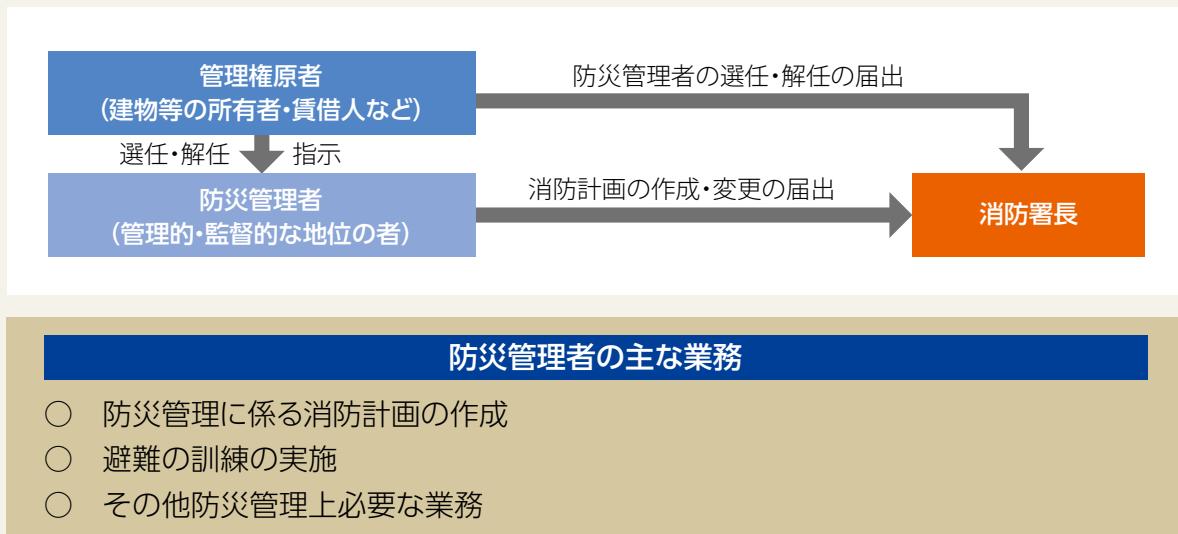
管理者を選任し、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づく訓練の実施、その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。(図表2-6-6)

■ 図表2-6-6 統括防火管理制度のしくみ



統括防火管理者の主な業務

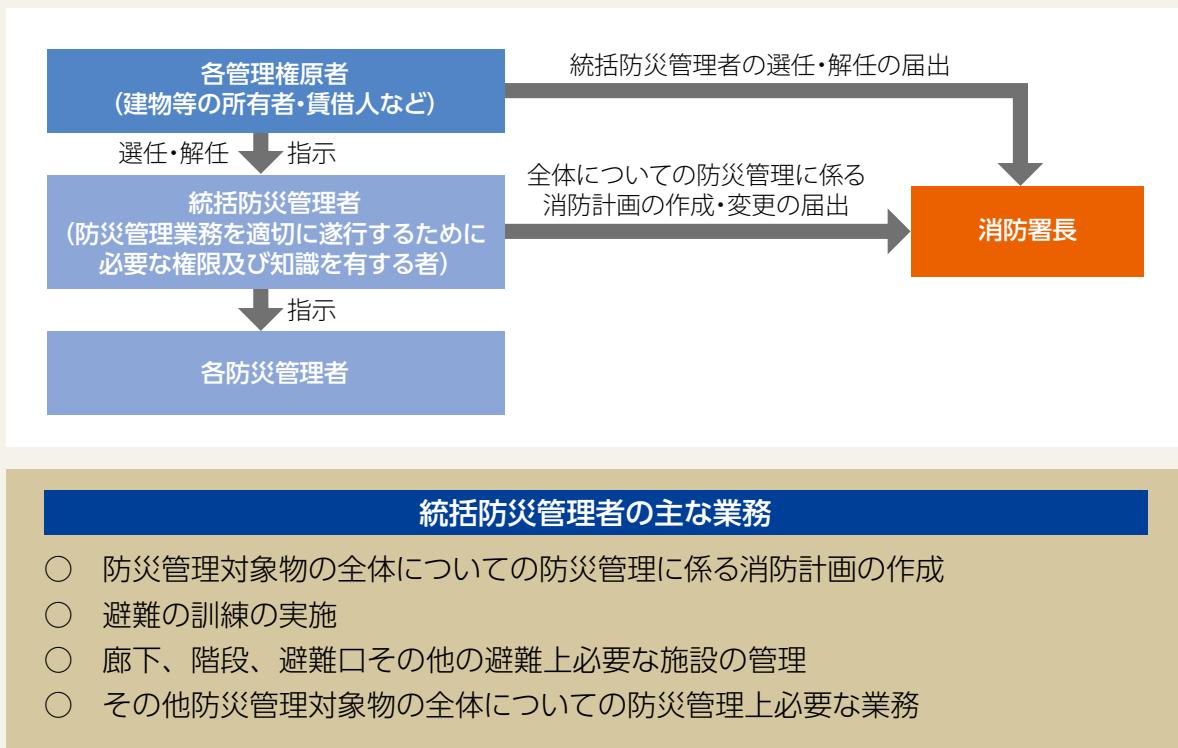
- 防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成
- 消火、通報及び避難の訓練の実施
- 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理
- その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務

■ 図表2-6-8 防災管理制度のしくみ

オ 統括防災管理制度

防災管理を要する建物等で、その管理について権原が分かれているものの管理権原者は、消防法に基づき協議して統括防災管理者を選任し、建物等の全体についての防災管理に係る消防計画の作成及

びその計画に基づく訓練の実施、その他建物等の全体についての防災管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。(図表2-6-9)

■ 図表2-6-9 統括防災管理制度のしくみ

ア 事業所火災直接通報

建物に設置してある自動火災報知設備が作動すると、火災通報装置から自動的に所在、名称などが119番通報されるものです。(図表2-6-13)

■ 図表2-6-13 事業所火災直接通報のしくみ

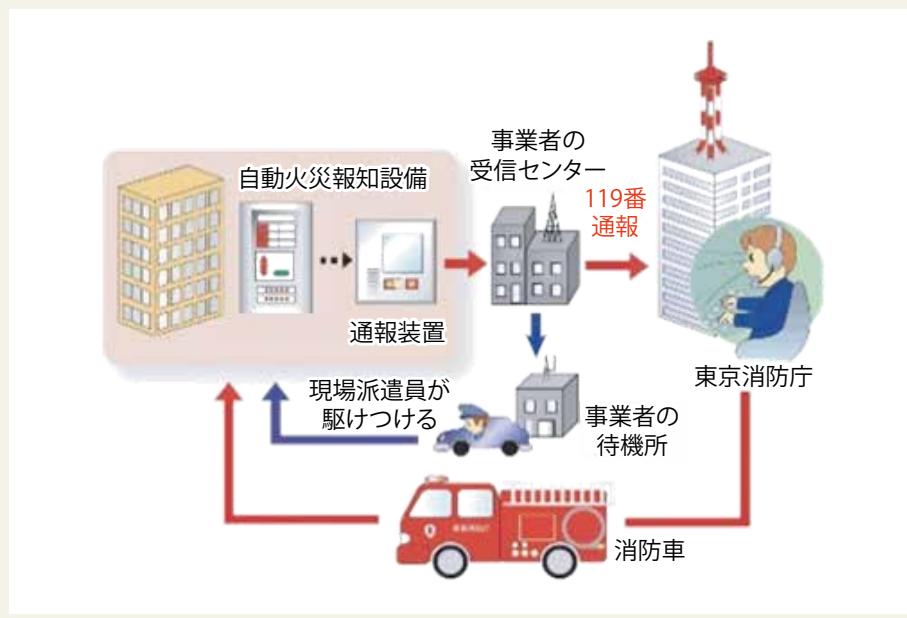


イ 事業所火災代理通報

建物に設置してある自動火災報知設備が作動すると、その信号を契約している認定通報事業者が受信センターで受信し、119番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるものです。(図表2-6-14)

適正な通報、駆けつけが確保された事業者は、東京消防庁認定通報事業者として認定しています。(189 ページ参照)

■ 図表2-6-14 事業所火災代理通報のしくみ



(6) 自衛消防業務講習

消防法に基づく自衛消防業務講習には、「自衛消防業務新規講習」及び「自衛消防業務再講習」があり、それぞれの講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に自衛消防業務再講習を受講することが必要です。

消防法の規定による自衛消防組織の統括管理者と主要な班長が受講する必要があります。

なお、東京では自衛消防業務講習を防災センター要員講習と併せて実施しています。

コラム

防災センター要員とは…

建物の安全を守る正義の味方

防災センター要員と聞くとどんなイメージを持ちますか？マンションの管理人や、勤務先や出かけた先の建物で受付や警備を行っている警備員のようなイメージでしょうか？みなさんが普段目にするのはそういった業務に従事しているときかもしれません、防災センター要員は災害時にとても大切な役割を担っているのです。

建物には、消火のための消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、火災を知らせるための自動火災報知設備、放送設備、避難経路を守るためにの防火戸など、建物の安全を守るために様々な設備が設置されています。防災センターには、これらの設備が発する信号を一括して確認することができる総合操作盤という機器が設置されています。また、総合操作盤を監視、操作するとともに自衛消防活動を行う専門的な知識を持った防災センター要員が勤務しています。

ひとたび防災センターで異常を感じ

すると、防災センター要員は、現場へ確認に向かい、火災の場合には、消火器や屋内消火栓設備による初期消火や避難誘導などを行います。一方、防災センターに残っている防災センター要員は、利用者が安全に避難できるように非常放送を流したり、設備を起動するなど様々な機器を操作して、初期消火や避難誘導を援護します。

さらに、けが人が発生した場合の手当、大地震により閉じ込められたり下敷きになったりした人の救助などにも対応します。

様々な災害に適切に対処するためには、防災センター要員は、定期的に講習を受講し、様々な訓練を行うことで技術の向上に努め、建物の利用者の安全を守るための中心的な役割を果たしています。

今日も防災センターでは、防災センター要員という正義の味方が建物を見守っているのです。

6 火災調査

(1) 火災調査の目的

火災は、国民の生命、身体、財産に多大な損害を与えるもので、それらは当事者のみならず、延焼拡大することによって社会にも影響を及ぼし、混乱を与えます。このような火災をなくし、発生した火災による被害を最小限に留めるためには、火災の調査を実施して得られた資料を活用するのが最善の策といえます。

火災の調査は、消防法に基づいて火災

予防を主とする消防行政上の必要を満たすために認められた極めて重要な業務で、火災予防の徹底に資することを本来の目的としています。さらに消防活動の効率化を図るための資料を得ることや、消防情報及び消防統計作成の資料を得ることも火災の調査を行う目的のひとつです。また、捜査機関が行う捜査に協力することも副次的な目的とされています。

(2) 火災調査体制

ア 火災調査の責任

火災原因等の調査の義務は消防法に規定されており、各消防署長に管轄区域内の火災の調査に関する全ての責任があります。東京消防庁火災調査規程には、主任調査員(原則1人)と調査担当員を指定し、各調査員は調査技術の向上に努めなければならないと定められています。

イ 火災調査の人員

火災の原因調査は、様々な調査項目を順序立てて実施する必要があり、火災の発生と同時に各種調査があることを念頭に置いて、必要な調査員を火災となった対象物や被害の程度に応じて配置しています。

これらの調査に必要な人員は、火災の規模、現場における作業量により決定しており、小規模の火災では6人程度、数棟が全焼する等、規模の大きな火災では10人以上の調査員が火災の調査に従事しています。

ウ 火災の調査の範囲

消防法に基づく火災の調査の内容は、「火災の原因調査」と「火災及び消火のために受けた損害の調査」に分けられます。

(ア) 火災の原因調査

火災の原因調査は、出火原因調査を中心多く種の調査項目を分担し、組織的な調査をしています。

主な調査項目

- 出火原因(火災発生経過及び出火箇所)
- 発見の動機、通報及び初期消火の一連の行動経過
- 建物火災の延焼経路、延焼拡大要因等の延焼状況
- 避難経路、避難上の支障要因等の避難状況
- 消防用設備等及び特殊消防用設備等の使用または作動状況
- 住宅用火災警報器の状況(設置・作動等)

(イ) 損害の調査

火災損害調査は、火災という燃焼現象そのもの及び避難等により受けた人的被害・物的損害、また、火災の消火・鎮圧活動をしたために受けた人的被害・物的損害を調査します。

また、損害の調査は消防の立場から消防活動の効果を検証することも目的としており、今後起こり得る火災に対処する消防力の整備など、今後の消防施策の運営にも影響するものとなります。

主な調査項目

- 火災による死傷者、り災世帯、り災人員等の人的な被害及びその発生状況
- 火災による焼き、消火、爆発等による物的な損害の状況
- 火災により受けた物的な損害の評価、火災保険等の状況



▲ 現場見分の状況

(3) 火災調査業務

ア 火災調査の流れ

火災の調査は火災の覚知から始まり、火災出場時における調査や鎮火後の現場における調査を行います。また、事案によっては鑑識・鑑定・実験等の立証のための調査を経て最終結論を導いています。(図表2-6-15)

■ 図表2-6-15 火災調査の流れ



イ 調査結果の活用

火災の調査で得られた結果は、類似火災防止のための製造事業者及び関係業界に対する指導や安全・安心情報の発信など、火災予防施策に反映させています。

(ア) 類似火災の防止

火災の調査により今後も同種の事案が起こりうるであろうと予想される場合は、得られた調査結果を法令改正等の根拠にしたり、製造事業者等に改善や事故防止策を求めたりしています。

特に製造物から出火した火災は、調査結果により製造物がリコール・社告に至るなど、類似火災の防止に大きな成果を上げています。



▲ 製造物火災の鑑識

(イ) 安全・安心情報の発信

火災の調査結果から得られた情報を分析し、ホームページ等にて、火災の状況を情報提供しています。また、調査結果及び科学的物証から得た安全情報を報道発表するとともに、Twitter や Facebook 等を活用して迅速な情報発信をしています。



▲ 酸素吸入器に起因した火災の再現実験



▲ ガストーチバーナーに起因した火災の再現実験

コラム

～身近な製品からの火災事例～

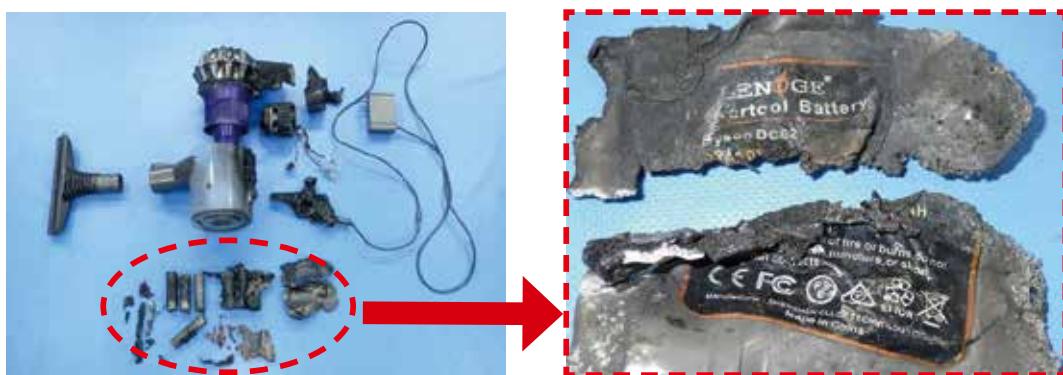
ごみ収集車が回収したバッテリーから出火した火災



【火災を防ぐために】

パソコン等に取り付けられたバッテリーやモバイルバッテリーなどを一般ごみに出すとごみ収集車内で押しつぶされ、出火することから、廃棄する際は、お住いの自治体の分別回収方法を確認するか、事業団体が回収するリサイクルに出しましょう。

純正でないバッテリーパックから出火した火災



【火災を防ぐために】

- ・機器購入時に付属されているメーカー指定の充電器やバッテリー（純正品）を使用しましょう。
- ・充電が最後までできない、充電中に熱くなるなどの異常があった際には使用をやめて、メーカーと販売店に相談しましょう。